

お知らせ

個人市・府民税の申告受付が始まります

申告方法・受付期間

①大阪市行政オンラインシステムによる申告

3月15日(火)まで

申告対象

- 令和3年中に収入がある方
※給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ
- 令和3年中に収入がない方

②窓口での申告(土日祝を除く)※送付でも可

申告会場 あべの市税事務所
(阿倍野区旭町1-2-7-702あべのメディックス7階)

受付期間 2月8日(火)～3月15日(火)

受付時間 月～木 9:00～17:30、金 9:00～19:00

申告会場 東住吉区役所(3階 303会議室)

受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)

受付時間 月～金 9:00～11:30、13:00～16:00

問合せ あべの市税事務所 個人市民税担当

☎06-4396-2953

※問合せ可能日・時間

月～木 9:00～17:30 金 9:00～19:00



確定申告の受付が始まります

申告会場 東住吉税務署

(平野区平野西2-2-2)

受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)

受付時間 9:15～16:00

確定申告書の作成方法(動画)は

こちらでご確認ください。

(東住吉納税協会ホームページ)



問合せ 東住吉税務署 ☎06-6702-0001(代表)

※問合せ可能日・時間 月～金 8:30～17:00(土日祝を除く)

「消費税の軽減税率制度・適格請求書等 保存方式(インボイス制度)説明会」を 開催します

予約要

日付	時間	会場
2月 9日(水)	10:00～11:00	東住吉納税協会 (平野区平野西2-2-5)
4月 6日(水)		
5月11日(水)		東住吉税務署 (平野区平野西2-2-2)
6月 8日(水)		

予約・問合せ

東住吉税務署法人課税第一部門

☎06-6702-0001(代表)

※問合せ可能日・時間 月～金 8:30～17:00(土日祝を除く)

障がい者控除対象者認定書をご存じですか

身体障がい者手帳等の交付を受けていない方で、65歳以上のねたきりの方または認知症の方で、身体障がい者手帳等の交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を保健福祉課(福祉)にて受けることができます。



認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

問合せ 保健福祉課(福祉)2階(28)番

☎06-4399-9857 FAX 06-6629-4580

介護サービス利用にかかる 費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、**介護施設サービスの利用者・居宅サービスの利用・介護福祉士等による喀痰吸引等・おむつ代**です。なお、申告には「領収証」が必要です。

制度に関して、詳しくはお問合せください。

【施設サービスの利用者】

①介護療養型医療施設 ②介護老人保健施設

③介護老人福祉施設 ④介護医療院

※上記①～④の利用料・居住費・食費の利用者負担額

ただし③は2分の1相当額

【居宅サービスの利用】

①医療系サービスの利用者負担額
(訪問看護・通所リハビリテーション等)

②福祉系サービスの利用者負担額
(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護等)
※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象

【介護福祉士等による喀痰吸引等】

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の10分の1が対象。

【おむつ代】

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問合せ 保健福祉課(介護)2階(29)番

☎06-4399-9859 FAX 06-6629-4580

後期高齢者医療高額医療・ 高額介護合算制度における令和2年度分の 申請勧奨通知の発送について

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(令和2年8月1日～令和3年7月31日)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合より、3月上旬に申請勧奨通知を発送しますので、書類が届いた方は、必要事項をご記入のうえ、同封の封筒にて返送してください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎06-4790-2031 FAX 06-4790-2030

子どもと親の 相談らいん @おおさか



LINEで相談しませんか?
「親からいつも怒られる…」
「育児に疲れた…」
「誰かに聞いてほしい…」等、子育ての悩みや親との関係で困っていることを気軽に相談してください。

対象 大阪府在住の子どもと保護者

期間 3月31日(木)まで

日時 毎週(火) 14:00～22:00、

毎週(土) 10:00～18:00

※専門の相談員が対応します。

※相談の秘密は必ず守ります。

※匿名(LINE上の登録名とアイコン画像のみ)で相談できます。

問合せ 保健福祉課(子育て支援室)2階(28)番

防犯・防災

東住吉警察署からの お知らせ

問合せ 東住吉警察署 ☎06-6697-1234



自転車のマナーアップ

自転車関連の交通事故が多く発生しています。自転車も車の仲間です。一人一人が交通ルールを守り、「思いやりと優しさ」をもって安全運転に心がけましょう!

自転車安全利用5則

- ①自転車で道路を通行する際は、車道が原則、歩道は例外です
- ②車道は左側通行しましょう
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行しましょう
- ④安全ルールを守る3つのポイント
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点では信号を守り一時停止と安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを被りましょう



東住吉消防署からの お知らせ

問合せ 東住吉消防署 ☎06-6691-0119



ストーブによる火災に注意!!

まだまだ寒い日が続き、ストーブを使用しておられるご家庭も多いかと思えます。ストーブは暖をとるのにとっても便利な器具ですが、使用上の注意を怠ったり、使い方を間違えることで火災に至る危険性が高くなります。

◎ストーブによる火災から身を守るには?

- 外出する時、寝る前には必ず消す!
- ストーブの上に洗濯物等を干さない!
- 使用前に取扱説明書をよく読む!



「食育フェスタ2022」の 中止について

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して中止させていただきます。大変申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。



問合せ 保健福祉課(健診)1階(13)番

☎06-4399-9882 FAX 06-6629-1265

「オレンジリボン」には子ども虐待防止のメッセージがこめられています。
虐待のサインを見つけたら...
ためらわずに連絡してください。
電話された方の秘密は守ります。

大阪市児童虐待ホットライン (こども相談センター)

まずは一報 なにわっこ

0120-01-7285(24時間365日対応)

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく

189(24時間365日対応)

☎06-4399-9733 月～金 9:00～17:30

